

当発電所における社内監査の概要について

1. 「原子力品質監査部」設置の経緯

当社では、平成 14 年の原子力不祥事以降、地域・社会の皆さまへ「4 つの約束」をお示しし、「しない風土」と「させない仕組み」の構築とともに、その定着に取り組んでまいりました。

この「4 つの約束」のうち、原子力部門の閉鎖性を打破し、風通しのよい企業風土を構築するため、「原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革」を第 3 の約束として掲げ、その施策の一つとして平成 14 年 10 月に本店に「原子力品質監査部」を設置するとともに、原子力品質監査部直轄の組織として発電所に常駐する「柏崎刈羽品質監査部」を平成 14 年 11 月に設置し、原子力部門以外の視点による品質監査体制を整備・強化しました。

2. 「原子力品質監査部」の概要について

(1) 特 徴

「原子力品質監査部」及び発電所の「品質監査部」の責任者には、原子力部門以外の社員を任用することを原則とするとともに、業務を実質的に行う観点から、原子力部門と原子力部門以外の人材をバランス良く配置しています。

また、原子力品質監査部（含：発電所常駐の品質監査部）は、原子力・立地本部（含：原子力発電所）とは独立した組織であり、監査プロセスの客観性及び公平性が確保されています。

(2) 要 員

原子力品質監査部全体では 40 名程度（うち、約半数が原子力部門以外の社員）、柏崎刈羽品質監査部については 8 名（うち、4 名が原子力部門以外の社員）の要員がおります。

(3) 監査員の教育

監査員としての社内認定基準を設け、この基準を満たしているものが監査を実施しています。社内認定は 2 年ごとの更新制となっており、更新時に監査員として必要な力量を有していることを確認しています。

このほか、社外研修機関が開催する講習会へ定期的に参加するなどし、監査員としての力量向上に努めています。

(4) 当発電所における監査の概要

① テーマ監査

社外有識者の方だけで構成される「原子力安全・品質保証会議」の選定するテーマに即して行われる監査であり、年 2 回程度実施されています。

② 業務品質監査

年度の品質監査計画に基づき、発電所の日常業務を年間通じて定期的に監査するものであり、発電所の全グループを対象に原則として各グループとも 1 年に 1 回以上の頻度で実施されています。

③ 不適合事象管理状況監査

不適合事象が適切に処理され、対策が確実に実施されていることを適宜、確認する監査であり、必要に応じ実施しています。不適合報告の内容は、発電所で毎日開催される不適合管理委員会に柏崎刈羽品質監査部が陪席して全て確認しています。

以 上